○津山文化センター条例施行規則

令和２年３月１９日
津山市規則第４４号
改正　令和２年７月３１日規則第９０号

（趣旨）

第１条　この規則は，津山文化センター条例（平成１７年津山市条例第１２７号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用申請）

第２条　条例第８条第１項の規定により津山文化センター（以下「センター」という。）の利用許可を受けようとする者は，津山文化センター利用申込書（様式第１号）又は津山文化センター大ホール利用申込書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも，同様とする。

２　前項の申込書の受付は，利用日の属する月の１１箇月前の月の初日（その日が休館日のときは，その日後において最も近い開館日とする。）からとする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，この限りでない。

（利用許可）

第３条　市長は，センターの利用を許可したときは，津山文化センター利用許可書を申請者に交付するものとする。

（利用許可の順位）

第４条　利用許可の順位は，申請順によるものとする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，この限りでない。

（連続利用の制限）

第５条　センターを連続して利用できる期間は，５日とする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，この限りでない。

（利用料金の減額）

第６条　条例第１１条の規定による利用料金の減額は，次の各号に掲げる利用の区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし，冷暖房装置の利用料金については，この限りでない。

（１）　市内の学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいう。），保育所（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所をいう。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。）（以下この号において「学校等」という。）が単独又は共同で主催する芸術文化活動（市内の学校等が市外の学校等と共同で主催する場合を含む。）にセンターを利用する場合　５割減額

（２）　市内に住所を有する義務教育の終了前の子ども，その指導者その他当該子どもの健全育成を図る活動を支援する者等で構成する団体（以下この号において「団体」

という。）が単独又は他の団体と共同で主催する芸術文化活動（市内の団体が市外の団体と共同で主催する場合を含む。）に大ホールを利用する場合　５割減額

２　前項の利用料金の減額を受けようとする者は，津山文化センター利用料金減額申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（利用時間の解釈及び延長）

第７条　利用時間は，実際に利用する時間のほか，その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

２　センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は，利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし，市長が特に認めた場合で，延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは，この限りでない。

（利用許可の取消し）

第８条　利用者は，センターの利用許可の取消しの承認を受けようとするときは，津山文化センター利用許可取消申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第９条　条例第１２条ただし書の規定により，既納の利用料金を還付することができる特別の事由及びその額は，次に定めるところによる。

（１）　災害又は利用者の責めに帰さない事由により，センターを利用することができなくなった場合　全額

（２）　利用者が利用開始日の９０日（会議室については，３０日）前までに利用許可の取消しの承認を受けた場合　５割に相当する額

２　前項の利用料金の還付を受けようとする者は，津山文化センター利用料金還付申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第１０条　センターの利用者及び入場者は，次の事項を守らなければならない。

（１）　許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。

（２）　許可なくして物品の販売，宣伝，広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。

（３）　許可なくして壁，柱，扉等に貼紙をし，又は立看板等を取り付けないこと。

（４）　所定の場所以外で飲食し，喫煙し，又は火気を使用しないこと。

（５）　前各号のほか職員の指示する事項

２　利用者は，前項に規定することのほか，次の事項を守らなければならない。

（１）　利用する施設の定員を超えて入場させないこと。

（２）　火災，盗難，人身事故その他の事故の防止に努めること。

（３）　入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（毀損等の届出）

第１１条　センターの施設，設備又は器具を毀損し，汚損し，又は滅失した者は，その旨を直ちに市長に届け出て，その指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第１２条　条例第３条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる場合における第２条から第９条まで及び第１１条の規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし，様式第１号から様式第５号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（設備等の利用時間）

第１３条　条例別表第５から別表第７までに掲げる設備及び器具の利用時間は，午前（午前９時から正午まで），午後（午後１時から午後５時まで）及び夜間（午後６時から午後１０時まで）を単位とする。

（その他）

第１４条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は，令和２年４月１日から施行する。

（利用料金の減額の特例）

２　第６条第１項に規定するもののほか，令和２年８月１日から同年１１月３０日までの間における条例別表第１に規定する大ホールを利用する場合の利用料金は，同表の規定により算定した額に１０分の５を乗じた額とする。

付　則（令和２年７月３１日規則第９０号）

この規則は，令和２年８月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

津山文化センター利用申込書

年　　月　　日

津山市長　殿

申込者　住所(所在地)
氏名(団体名)
(代表者氏名)
電話番号

下記のとおり利用料金を添えて申し込みます。

記

利用目的		名称 (案内板 10字程度)	
利用日	年　月　日(　曜日)から　　年　月　日(　曜日)まで (　　日間)		

利用区分	施設名	準備 時　分	開会 時　分	閉会 時　分	終了 時　分	時間 時　分	※料金 (この欄は，記入しないこと。)	冷暖房 利用の有無	冷暖房 利用時間 時分～時分	※料金 (この欄は，記入しないこと。)
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	
								有・無	～	

利用器具						
利用施設						
利用数						
料金	円	円	円	円	円	円

現場責任者	氏名 電話番号	※器具利用料金合計 (この欄は，記入しないこと。)	円
入場料	無料・有料(　　円)	入場予定人員	人
備考			

※利用料金領収明細(この欄は，記入しないこと。)

区分	施設 A	器具 B	冷暖房 C	利用料金納付額 A＋B＋C (10円未満端数切捨て)	領収日	領収番号
利用料金	円	円	円	円	年　月　日	第　　号
追加利用料金	円	円	円	円	年　月　日	第　　号

許可　　年　　月　　日　第　　号

様式第２号（第２条関係）

津山文化センター大ホール利用申込書

年　　月　　日

津山市長　殿

住　　所
主 催 者
代表者氏名
電 話 番 号

利用規則承諾のうえ，基本料金を添えて申し込みます。

催 物 名		共催 後援 団体名	
利用の目的			

利用日時	年　月　日(　曜日)から 年　月　日(　曜日)まで 日間			時　分から 時　分まで 時間			
	区　分	準　備 時　分～	リハーサル 時　分～　時　分	開　場 時　分	開　演 時　分	閉　演 時　分	終　了 時　分
	1回(　)	～	～				
	2回(　)	～	～				
	3回(　)	～	～				

付帯施設の利用区分	利　用　名	利用時間 時　分～　時　分	利　用　名	利用時間 時　分～　時　分
		～		～
		～		～
		～		～
		～		～
		～		～
		～		～

利用責任者	氏　名 電話番号	物品 販売	有・無	特殊 効果	禁止行為解除　有・無 スモークマシン利用許可　有・無
入場予定人員	約　　人　　指定席　・　一部指定　・　自由席				
入場料等	無　料　　整理券　　有　料(　　) 発売日　　月　　日から　　発売所(　　)				

※　利用料金領収明細(この欄は，記入しないこと。)

区　分	基本料 A	準備，リハーサル B	付帯施設 C	器　具 D	冷暖房 E	利用料金納付額 A＋B＋C＋D＋E (10円未満端数切捨て)	領収日及び領収番号
利用料金	円	円	円	円	円	円	年　月　日 第　　号
追加利用料金	円	円	円	円	円	円	年　月　日 第　　号

許可　　年　　月　　日　第　　号

様式第３号（第６条関係）

津山文化センター利用料金減額申請書

年　　月　　日

津山市長　殿

申請者　団　　体　　名
代表者職及び氏名
電話番号

津山文化センターの利用料金の減額について，次のとおり申請します。

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	第　　号
行事の名称			
利用の日時	年　　月　　日（　　曜日）午前 午後　　時　　分から 年　　月　　日（　　曜日）午前 午後　　時　　分まで		
利 用 施 設			
減額申請額	円		
申請の理由			

様式第４号（第８条関係）

津山文化センター利用許可取消申請書

年　　月　　日

津山市長　殿

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

津山文化センター利用許可の取消しについて，次のとおり申請します。

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	第　　号
行事等の名称			
利用許可日時	年　　月　　日（　曜日）から　午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　曜日）から　午前・午後　　時　　分まで		
利用許可施設			
取消しの理由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第５号（第９条関係）

津山文化センター利用料金還付申請書

年　　月　　日

津山市長　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

次のとおり利用料金の還付を申請します。

<table>
<tr><td>許可年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>許可番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>行事の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>利用の日時</td><td colspan="3">年　　月　　日（　曜日）
午前
午後　　時　　分から
午前
午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用取消施設</td><td rowspan="2"></td><td>既納利用料金</td><td>円</td></tr>
<tr><td>還付申請額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="4">申請の理由</td></tr>
</table>

注　既納の利用料金に対する領収書を添付のこと。